

国別障害関連情報 ラオス人民民主共和国

**独立行政法人
国際協力機構（JICA）**

**令和 3 年 2 月
（2021 年 2 月）**

**株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ラオス人民民主共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	5
2-1. 障害関連行政制度	5
2-2. 障害関連法律の詳細	7
2-3. CRPD 批准による対応状況	10
2-4. 障害関連施策の状況	10
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	19
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を 利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	19
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	20
3. 障害関連団体の活動概況	22
3-1. 障害当事者団体の活動概要	22
3-2. 障害者支援団体の活動概要	23
4. 参考資料	24

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（5 歳以上）（2015）	3
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2015）	3
図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2015）	4
図 4 居住地域別の障害者割合（5 歳以上）（2015）	4
表 1 ラオスにおける障害関連担当機関	5

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LDPA	Lao Disabled Persons Association	ラオス障害者協会
LPDR	Lao People's Democratic Republic	ラオス人民民主共和国
NCPDE	National Commission for People with Disabilities and the Elderly	国家障害者高齢者委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NGPES	National Growth and Poverty Eradication Strategy	国家成長・貧困撲滅戦略
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	2,535 米ドル	2019 年
-----------	-----------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.53 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.9 %	2014 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.04 %	2011 年

人口

総人口	7,169,450 人	2019 年
男性人口比率	50.2 %	
女性人口比率	49.8 %	
都市人口比率	36 %	
農村人口比率	64 %	
平均余命（全体）	68 歳	2018 年
男性	66 歳	
女性	69 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
新生児死亡率（1000 人当たり）	22 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	9 年	2019 年
成人識字率（全体）	85 %	2015 年
男性	90 %	
女性	79 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

² ラオスの教育制度は、小学校（5 年間）、中学校（4 年間）、高校（3 年間）、大学（4 年間）。6 歳から就学する。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	102 %	2018 年
男子	102 %	2019 年
女子	98 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	67 %	2018 年
男子	68 %	2019 年
女子	64 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	15 %	2018 年
男子	14 %	2019 年
女子	15 %	2019 年

雇用

失業率（全体）	0.6 %	2020 年
男性	0.7 %	
女性	0.5 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義

2014 年障害者令（Decree on Persons with Disabilities）第 2 条によると、障害者とは「障害の原因にかかわらず、長期にわたる視覚、聴覚、言語の機能障害（impairment）を含む身体的、精神的または知的な異常や欠陥があり、日常生活や他者と対等な立場での社会参加に支障をきたしている者」と定義されている。

1－2－2．障害に関する統計整備状況

ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」）では1985年以降、10年ごとに国勢調査が実施されており、障害に関する項目は2005年の国勢調査から含まれるようになった。2015年の国勢調査では、初めて障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用された。

1-2-3. その他統計

障害者数（5歳以上）	160,881 人	全人口の 2.8 % ³	2015 年
男性	80,766 人		
女性	80,115 人		

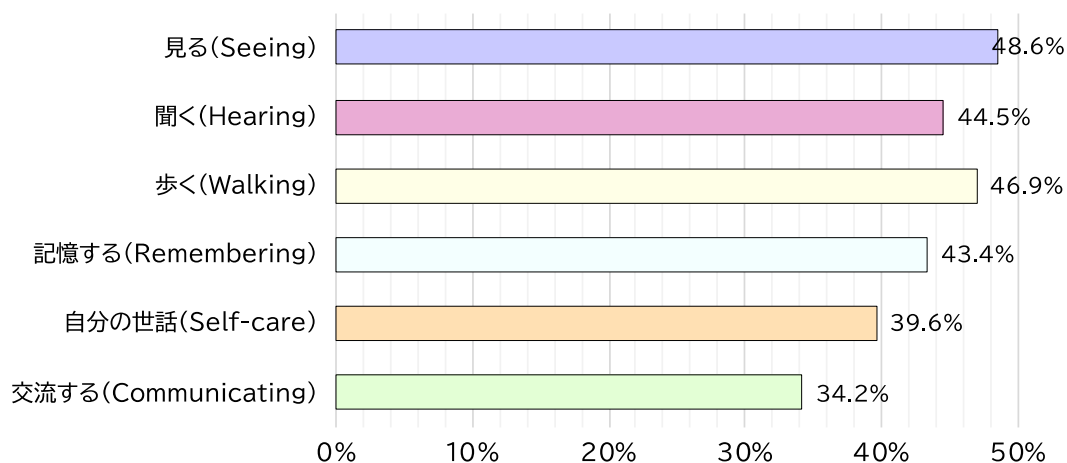


図 1 制限のある生活機能別の障害者割合⁴（5歳以上）（2015）

出所：Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

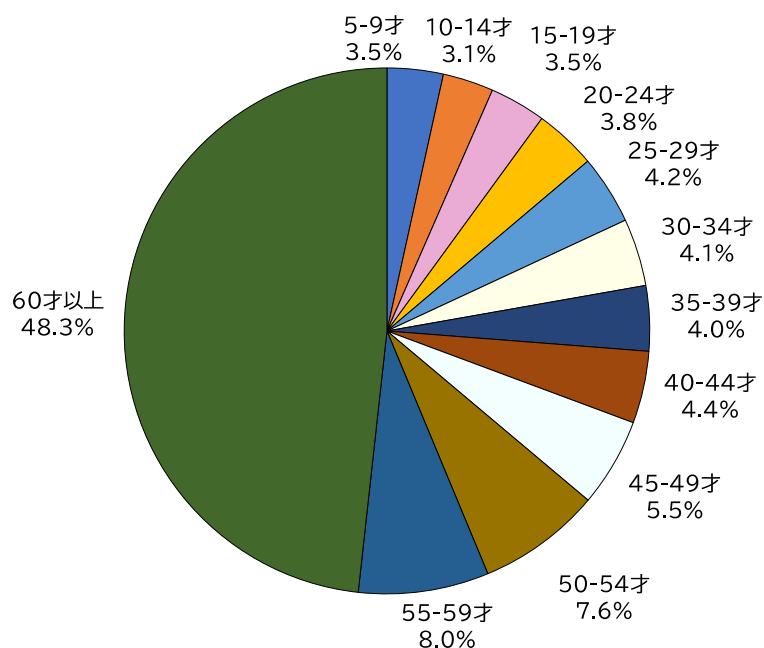


図 2 障害者の年齢別割合（5歳以上）（2015）

出所：Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

³ Lao People's Democratic Republic (2018) Voluntary National Review on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development

⁴ 障害者全体に占める割合。障害者全体が 160,881 名であるのに対し、生活機能に制限があるという回答の合計は 413,720 名となっている。

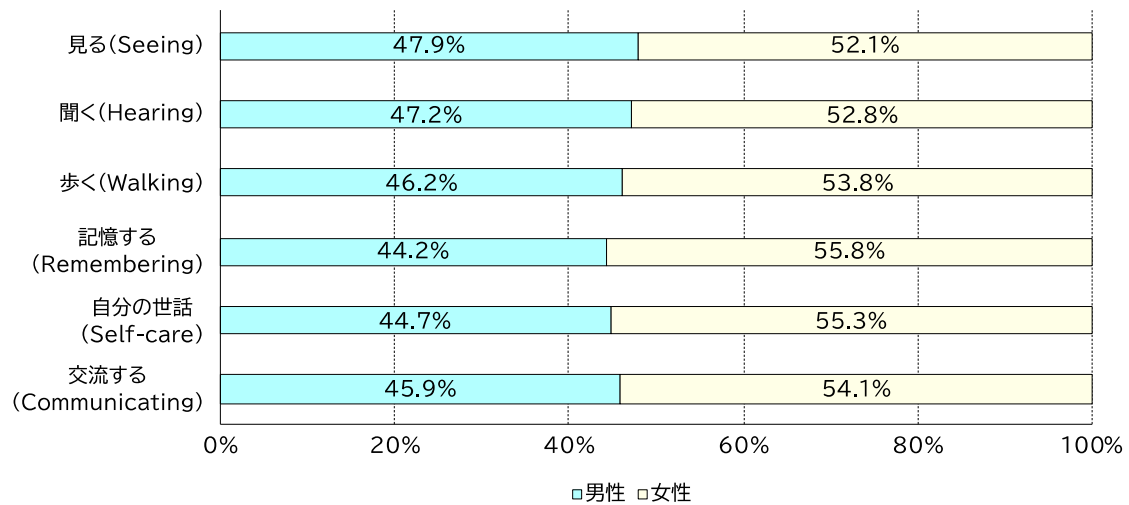


図 3 障害の性別割合 (5 歳以上) (2015)

出所 : Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

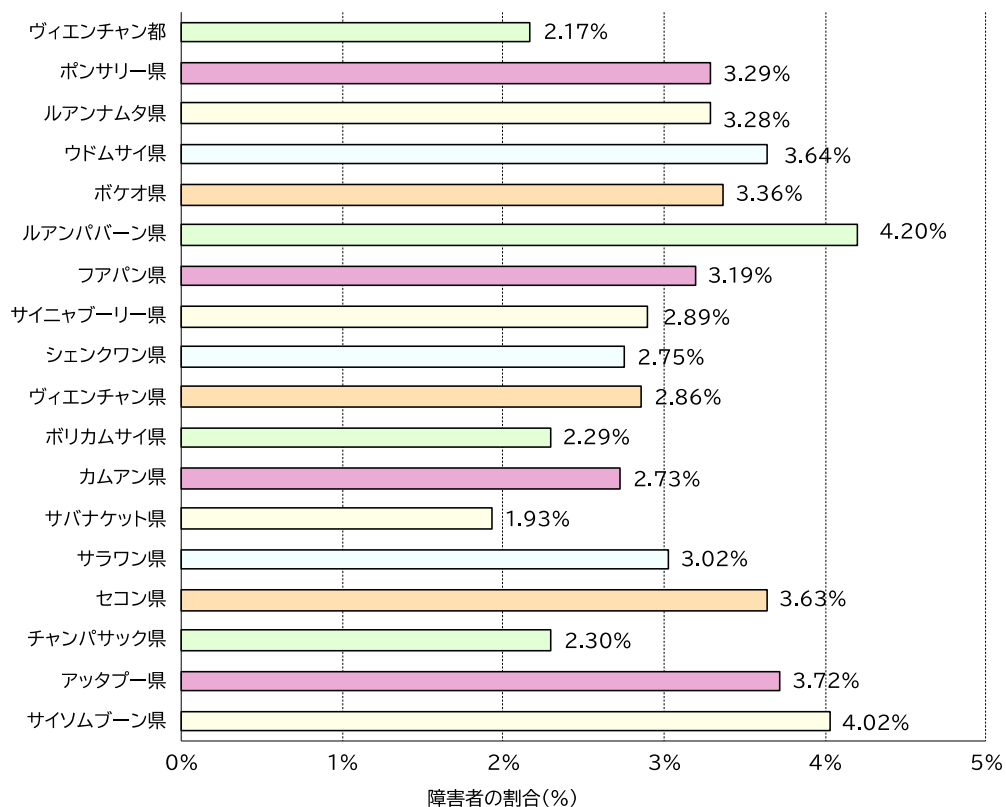


図 4 居住地域別の障害者割合 (5 歳以上) (2015)

出所 : Lao Statistics Bureau (2015) *Results of Population and Housing Census 2015* を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

ラオス国政府は、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）第33条に基づく国の実施状況の監視義務を着実に履行するため、障害者に関する事項の管理・監視を行う機関として、労働社会福祉省及びその県・郡事務所を任命しており、同省が全国の障害者の権利を履行するうえで、他の政府部門や民間部門との調整の中心的な役割を果たしている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表1 ラオスにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働・社会福祉省	・社会福祉局（Department of Social Welfare）は、障害及び労働、社会福祉、年金、退役軍人、社会保障基金の運営に関する活動の計画及び組織化に責任を負う ・職業訓練、雇用、戦争、不発弾による障害者のケアを提供。中央では、これらの活動は退役軍人局（Department of Veterans' Affairs）が管轄する。 ・戦争退役軍人のケアを目的に設立されたバンケウン（Ban Keun）及びその他10カ所の「障害者の村」にある補装具センターを管轄している。
2	保健省	障害の予防及び支援機器を生産している国立医療リハビリテーションセンター（National Center for Medical Rehabilitation。以下、「NCMR」）を管轄する⁵。予防と治療により障害を減らすために、公衆衛生、母子保健、マラリア対策、結核対策、眼病・皮膚病・HIV/エイズの予防策を実施。また、国立医療学校、看護学校、国立理学療法士学校を支援している。
3	教育スポーツ省	省内に設置されたインクルーシブ教育センターが、インクルーシブ教育の調整機関としての役割を果たしている。また、ジェンダー・包摂・障害作業部会では、教育スポーツ省が策定する戦略や政策の枠組みのなかで、障害のある子どもたちの包摂が優先的に実施されるよう助言している。

出所：CRPD 政府報告を基に調査チームが作成

⁵ CRPD の国連権利委員会に提出された質問事項へのラオス政府の回答（2020年2月）によると、NCMR には年間8億キップ（およそ910万円）の予算が割り当てられている。

国内調整委員会設置状況

国内調整委員会としては、2009 年の首相令（No.61/PM）により国家障害者委員会が設置されたが、2010 年の首相令（No.232/PM）により、国家障害者高齢者委員会（National Commission for People with Disabilities and the Elderly。以下、「NCPDE」）に改編された。同委員会の委員長は副首相が、事務局長は労働・社会福祉省の年金・傷病・障害局長が事務局長を務める。

委員会名称	国家障害者高齢者委員会（NCPDE）
委員会メンバー （19 名）	・ 委員長：副首相 ・ 副委員長（4名）：労働・社会福祉大臣（委員長代理を兼務）、保健副大臣、教育スポーツ副大臣、ラオス赤十字社社長 ・ メンバー（14名）：労働・社会福祉省年金・傷病・障害局（Department of Pensions, Invalids, and Handicaps）局長（事務局長を兼務）、国防省、公安省、計画投資省、司法省、外務省、公共事業運輸省、情報文化観光省、内務省、外務省、退役軍人協会、ラオス女性同盟、ラオス青年同盟、ラオス労働組合連盟
役割と実施状況	・ 首相令（No.232/PM）により国家障害者委員会から改編 ・ 労働・社会福祉省の年金・傷病・障害局長が事務局長 ・ NCPDE の役割は、次のとおり。 1) 国の政策の研究と採択 2) 中央から草の根レベルまでの仕様及び措置（specifications and measures）を研究し、政府に提案 3) 関連国際文書を研究し、対応方針を政府に提案 4) 国が承認した国際文書の履行のために、関連国及び民間部門と調整 5) 政策及び法規制の実施のための、関連する政府機関及び民間部門への監視・検査・支援・助言 6) 国内外の関連政策及び法規制の公表による意識啓発 7) 資金及び物的援助の調達 8) 国際障害者デー及び国際高齢者デーの記念行事の開催 9) 統計調査実施における関係機関との調整、収集データの希望団体への提供 10) 関連団体の設立要請の調査及び認可 11) 関連団体の政府の方針及び法令を遵守状況の確認 12) 同盟国、国際機関、NGO 等との連絡・協力 13) 国内外の会議、セミナー、研修への出席 14) 政府への CRPD 実施状況の定期的な報告（2 年・4 年ごと） 15) 年間計画の作成 16) 行動計画の作成と効果的な遂行 17) 政府への定期的な活動報告 18) その他政府が指定した業務 ・ 事務局が主導的な役割を果たし、関係省庁に配置される障害者コーディネーターを任命

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
障害者高齢者委員会の地方支部	・ 県障害者高齢者委員会の委員長、副委員長、メンバーは、それぞれの県・市の実情に基づいて、中央レベルの人事構造と一貫して、県知事または市長により任命される。 ・ 郡障害者高齢者委員会の委員長、副委員長、メンバーは、それぞれの郡の実情に基づいて、地方レベルの人事構造と一貫して、郡長または市長（存在する場合）により任命される。
県労働・社会福祉部及び郡労働・社会福祉部	労働・社会福祉省の支部機関として、県労働・社会福祉部及び郡労働・社会福祉部が設置され、職業訓練、雇用、戦争、不発弾による障害者のケアの提供している。

2-2. 障害関連法律の詳細

ラオス国憲法第 35 条は、「ラオス国民は、性別、社会的身分、教育、信条、民族にかかわらず、法の前にすべて平等である」としている。ラオス政府は、CRPD の批准以降、国家障害者委員会を設置し、障害者関連法を国際基準に沿ったものにするための法改正に注力してきた。その代表的なものは、労働法、教育法、税法、衛生・疾病予防・健康増進法、建設法、障害者令⁶、インクルーシブ教育に関する国家戦略及び行動計画である。

法律名	障害者令（Decree on Persons with Disabilities No. 137/2014）
施行年	2014 年
概要	障害者の権利の保護のために行われる活動の原則、規則及び措置を定め、障害者の自己啓発及び自立の促進を目的とする治療、リハビリテーション、職業訓練、雇用促進その他の政策を策定し、あらゆる形態の差別を撤廃することが謳われている。 本政令は以下の 13 節から構成される。 （1）一般条項、（2）障害者の平等な権利、（3）予防・健康管理・リハビリテーション、（4）障害者の教育、（5）障害者の職業訓練、（6）障害者の就労、（7）情報・公共の場・公共交通機関に関する規定、（8）社会福祉と障害者への支援、（9）運営・モニタリング機関、（10）障害者団体（Disabled People's Organization。以下、「DPO」）と国家障害者デー、（11）障害者基金、（12）資格と違反、（13）最終条項

⁶ 質問事項へのラオス政府回答によれば、2018 年に国民議会により新たな障害者法を制定したとある。しかしながら、2020 年 12 月時点では同法の詳細が確認できないため（英訳が見つからない）、本報告書は CRPD の国連権利委員会に提出された政府報告（以下、「政府報告」）が準拠した 2014 年障害者令に基づき記載している。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	国民健康保険法（National Health Insurance Law） ⁷
施行年	2018 年
概要	貧困層や障害者について、国民健康保険基金への保険料の納付義務は免除されるが、同法に規定されている医療サービスを無償で受ける権利があることを明記している。

法律名	刑法（Penal Code No.13/2017）
施行年	2017 年
概要	第 225 条において、「障害者の活動を差別、分断（divide）、妨害、または制限した者には刑事罰を科す」と定めている。

法律名	改正教育法（Education Law No.133/2015）
施行年	2015 年
概要	2007 年教育法を改正し、分離教育を認める規定がなくなったほか、児童・生徒への手当についても見直しが行われた。

法律名	改正教育法（Education Law No.133/2015）
施行年	2015 年
概要	2007 年教育法を改正し、分離教育を認める規定がなくなったほか、児童・生徒への手当についても見直しが行われた。

法律名	改正労働法（Law on Labor, 2013 No.43/NA）
施行年	2013 年
概要	第 4 条第 2 項において、「国は、貧困削減の観点から、貧困者、障害者、失業者及び社会的問題を有する者が自らの職業能力を開発し、求職サービスへのアクセスできるよう支援する」と規定されている。また、第 33 条第 1 項において、雇用機会の創出の構成要素として「自営業、出身村での就労及び在宅勤務の促進、及び社会的弱者、女性、障害者及び高齢者の雇用」が挙げられている。

⁷ 健康保険法は 2018 年に成立しているが、2020 年 12 月時点では同法の詳細が確認できない（英訳が見つからない）。

法律名	社会保障法（Law on Social Security No.34/NA）
施行年	2013 年
概要	第 8 章第 42 条第 2 項において、社会保障の受給資格者の家族への給付について「18 歳未満の実子、養子及び継子。障害や精神疾患（mental illness）があつて働くことができない子どもへは生涯給付」と規定されている。

法律名	改正税法（Tax Law No. 5/2011）
施行年	2011 年
概要	第 46 条において、「関係機関によって承認された障害者の給与所得は非課税とする」と規定されている。

法律名	建設法（Law on Construction No.05/NA）
施行年	2009 年
概要	第 28 条において「建築物、道路その他の公共の場の建設等の工事の業務には、障害者が参加できるように、障害者用の施設を設けなければならない。また、既に完成している公共の場については、必要な改修が行われなくてはならない」と規定されている。

障害者政策

政策名	インクルーシブ教育に関する国家戦略及び行動計画（National Strategy and Plan of Action on Inclusive Education 2011-2015）
施行年	2011 年
概要	教育スポーツ省による「国家インクルーシブ教育政策（No.509/2010）」実施のための文書で、すべての学習者が質の高い教育にアクセスするための障壁の除去、学習者が学校のニーズに適応するのではなく、個々の学習者のニーズに継続的に適応する教育システムの開発、すべての学習者が同じ教室で、質の高い学びを得ることの保障、を掲げている。

政策名	ラオス障害者のための国家戦略行動計画（Action Plan of the National Strategy for People with Disabilities）
施行年	2000 年
概要	労働社会福祉省が主導し、国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNPD」）の協力を得て策定された障害者のための行動計画。優先分野として、(1) リハビリテーションを含めた包括的な医療システムの整備、(2) 早期リハビリテーションと教育の連携、(3) 職業リハビリテーションプログラムの実施、(4) コミュニティの意識啓発、及び情報や移動手段へのアクセス強化による社会への再統合、が挙げられている。

2-3. CRPD 批准による対応状況⁸

ラオス政府は 2008 年 1 月 15 日に CRPD に署名し、2009 年 9 月 25 日に批准している。選択議定書には批准していない。CRPD の国連権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）の提出期限は 2011 年 10 月 25 日であったが、2016 年 5 月 25 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。権利委員会からは 2019 年 9 月 27 日に質問事項が提示され、ラオス政府は 2020 年 2 月 24 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2020 年に 1 報告が提出されている⁹。権利委員会からの総括所見は 2021 年 1 月時点では提出されていない。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

「衛生、疾病予防及び健康増進に関する法律（Law on Hygiene, Disease Prevention, and Health Promotion）」第 3 条に、「すべての国民は、民族的出自、性別、年齢、社会経済的地位にかかわらず、保健サービスを受ける権利を有し、個人、家族、社会及び国家の健康に配慮し、衛生、疾病予防及び健康増進に貢献する義務を負う」と規定されている。

障害令第 17 条には、「障害者は、病院、保健所、疾病検査室、及びその他の施設において、予防サービス、検診、治療、リハビリテーションを受けることができ、これには、貧困、ホームレス、かつ／または自分の世話ができず、世話人がいない障害者も含まれる」とある。また、同第 18 条には「障害者には、医学的原理に基づき、リハビリテーション、理学療法、形成外科手術、設備、支援機器が提供される」とある。同 19 条には支援機器の製造促進のため、ラオス国内で産出される材料の使用の奨励、製造機関への優遇貸出金利の適用、障害者のために寄贈・輸入された書籍、器具、設備、材料等への関税・税金の免除が定められている。

⁸ https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=LAO&Lang=EN

⁹ 提出団体と提出時期はそれぞれ International Federation of Anti Leprosy Associations（2020 年 12 月）であった。

障害者のニーズに応えるため、ルアンパバーン、ビエンチャン首都、サバナケット、チャンパサックの各都市にリハビリテーションセンターが建設され、医療従事者への研修も実施された。同センターでは、障害診断、義肢装具の製作と装着、理学療法、整形外科、地域に根ざしたリハビリテーションプログラム (Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」)、盲・ろう学校といったサービスが提供され、リハビリテーション分野で活動しているラオスの組織や国際 NGO との調整も行っている。政府報告によれば、4 万 1,295 名の障害者がサービスを利用した。また、日常生活や就労に支障のある障害者に対しては、国が支援機器を製作・提供しており、車いす 536 台、義肢装具 4,950 具、杖 656 本、補聴器 176 個、眼鏡 200 本などが配付された。

他方で、DPO からの指摘¹⁰によると、より充実した保健サービスは郡あるいは県レベルにあり、情報へのアクセスや長距離移動に要する交通費負担が制約となり、農村部に住む障害者がサービスを受けることは非常に困難である。加えて、医療従事者の多くは十分な訓練を受けておらず、障害のある患者に同等のサービスを提供することができない。さらに、知的障害者、発達障害者、心理社会的障害者を対象としたリハビリテーションの機会は非常に限定的である。

ラオス政府の質問回答によると、貧困層や障害者は、国民健康保険基金への保険料の納付義務は免除されるが、国民健康保険法に規定されている医療サービスを無償で受けることができる。さらに、都市部・農村部を問わず、すべての障害者が、リプロダクティブ・ヘルス・プログラムや、HIV/エイズ予防・治療プログラム、ポリオ対策プログラムなどの公衆衛生事業の対象に含まれている。

② 教育

「教育法 (Law on Education)」第 6 条には「すべてのラオス国民は、民族、人種、宗教、性別、年齢、社会経済的地位による差別なく、教育を受ける権利を有する」と規定されている。教育は「国家成長・貧困撲滅戦略 (National Growth and Poverty Eradication Strategy。以下、「NGPES」)」における優先事項であり、ラオス政府は教育へのアクセスを改善し、障害者の非識字率を減らすための政策を実施している。また、2020 年までの「教育戦略ビジョン (Education Strategic Vision)」と「万人のための教育国家行動計画 (Education for All National Plan of Action。以下、「EFA-NPA」)」を継続的に実施している。

障害者令には障害者の教育に関する一節が設けられており、そのなかで、インクルーシブ教育 (第 20 条)、特別支援教育 (第 21 条)、障害者の教育費用負担 (第 22 条) についての記載がある。第 20 条では、インクルーシブ教育の全国的な推進のための要件として、障害

¹⁰ UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review 2018: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR*, <https://uprdoc.ohchr.org/uprweb/downloadfile.aspx?filename=1312&file=EnglishTranslation> (参照 2020-12-25)

者の教育を受ける権利の保障、受け入れ機関による合理的配慮の提供（施設、カリキュラム、学習教材、支援機器）、国によるカリキュラム研究と教材開発の促進、障害児を指導する教員への特別な研修が挙げられている。第 21 条では、知的障害、視覚障害、聴覚障害及び言語障害を有する学習者のための学校の建設に国が責任を負うこと¹¹、障害の程度に応じた適切なカリキュラム及び学習教材が提供されるべきことが記されている。第 22 条では、障害のある児童・生徒は、学費及びその他費用の減免を受けられること、学習能力に優れた児童・生徒は、国の規定により、奨学金の受給者として考慮されることが定められている。

このようにラオス政府はインクルーシブ教育の全国的な拡大に力を入れており、政府報告によると、17 県 137 郡の 3,829 校の小学校のうち、409 校がインクルーシブ教育学校、3 校が特別支援学校であり、4,500 人の障害のある児童が在籍している。障害のある子どもたちを担当する教員にも研修が実施されており、特に手話や点字による学習・指導方法を学んでいる。また、同研修には学校の事務職員も参加している¹²。

特別支援学校は、教育スポーツ省からの技術的な支援を受け、保健省の管理下で運営されており、ルアンパバーン県、ビエンチャン、サバナケット県に置かれている。22 名の教員（女子 17 名）と 183 名の障害のある児童（女子 74 名）が在籍し、そのうち 121 名がろうあ者（女子 50 名）、62 名が視覚障害者（女子 24 名）である。医療リハビリテーションセンターは、0 歳から 18 歳までの児童・生徒の障害を検査・診断する任務を担っており、これまでに 207 件（女子 108 件）を扱ってきた。北部、中部、南部の地域にそれぞれ特別支援学校及び教育センターを建設する計画がある。

他方で、DPO からの指摘¹³によると、障害者が教育を受ける権利についての理解や情報がほとんどなく、また、学校で障害のある児童・生徒たちを支援する教員の能力も低く、リソースも不足している。インクルーシブ教育についての教員研修の機会も限定的である。教員あたりの生徒数が多いことも支援を妨げている。一方で、多くの教員や保護者は、特別支援学校こそが、障害のある児童・生徒にとって最も適切な場所であると考える傾向がある¹⁴。教育へのアクセスについては、都市部と農村部の格差は大きく、教育法では障害のある児童・生徒を一般校に通わせることを奨励しているが、ほとんどの学校は物理的にアクセスできず、合理的配慮も提供できていない。

③ ジェンダーと障害

ラオス政府は、1981 年に「女子差別撤廃条約（the Convention on the Elimination of All Forms

¹¹ 政府報告では、障害者令とは別に「障害者特別支援学校の設置」第 25 条において、「国は、健常者（normal learners）と一緒に学習することができない障害者のための特別支援学校を設置する。国は、その設置に資するため、資金、設備等の面で民間や国内外の社会団体からの援助・支援を促進する」と定められているとあるが、原典が確認できない。

¹² 政府回答は 2016 年 5 月時点。質問回答（2020 年 2 月）によれば、インクルーシブ教員の提供はさらに進展し、1,968 校で 5,075 名の障害児が在籍しており、81 名の特別支援教員（手話・点字）、2,151 名のインクルーシブ教室教員が配置されている。また、就学前から高等ディプロマ（higher diploma）課程までの学費の免除に加え、239 名（うち女子 113 名）が毎月 20 万キップ（およそ 2,274 円）を 1 年間受給している。

¹³ UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014)

¹⁴ 同上。

of Discrimination Against Women)」を批准し、女性の地位向上を保護・促進するために政府を代表して「女性の地位向上のための全国委員会（the National Commission for the Advancement of Women）」を設置するなど、障害者を含むジェンダーの役割と公平性の促進に大きな注意を払っている。これに伴い、2004 年には「女性の開発及び保護に関する法律（Law on the Development and Protection of Women）」が公布された。同法第 29 条では、「女性及び子どもに対する家庭内暴力とは、ある家庭内の個人の行為または怠慢であって、その家庭の女性または子どもまたはその持ち物（their belongings）に身体的または精神的な悪影響を及ぼすものをいう」と定義している。

障害者令第 12 条は、障害のある女性の平等な権利を規定しており、「障害のある女性は、法規則に基づき、自己の能力開発及び政治的、経済的、社会文化的、家庭的その他の事柄において活躍する機会について、社会のすべての構成員と同等の権利と価値を有する。国は、障害のある女性が差別、暴力、性的、身体的、心理的な侵害または尊厳の侵害の犠牲とならないように、障害のある女性の権利利益の保護に必要なさまざまな措置を講じる。国と関係機関は、（障害のある女性の）開発を支援し、党、国家、大衆、社会組織の活動に参加できるように条件を整える」としている。

ラオス政府は、障害のある女性に職業訓練と技能訓練を提供するために、「ラオス障害者女性開発センター（Lao Disabled Women's Development Center）」の設立を認可し、60 名の障害者女性に職業訓練を行っている。同センターでは、障害者の権利やジェンダーについての研修も行っている。

④ 訓練・雇用、就労支援

「改正労働法（Law on Labor, 2013 No.43/NA）」第 4 条第 2 項では、「国は、貧困削減の観点から、低所得者、障害者、失業者及び社会的問題を有する者が自らの職業能力を開発し、求職サービスへのアクセスできるよう支援する」としており、第 33 条第 1 項では、雇用の創出の構成要素として「自営業、出身村での就労及び在宅勤務の促進、及び社会的弱者、女性、障害者及び高齢者の雇用」が挙げられている。

障害者令には障害者の職業訓練に関する一節が設けられており、障害者の職業訓練（第 23 条）、職業訓練の推進（第 24 条）、障害者の就労（第 25 条）、自営（第 26 条）、障害者の雇用（第 27 条）についての記載がある。第 23 条では、一般の職業訓練機関への障害者の受け入れ促進とそのための合理的配慮の提供、障害者向け職業訓練センターへの税制上の優遇措置などが記されている。第 24 条では、職業訓練機関に入学した障害者が得る便益として、訓練費用の減免、適切な職業選択のための指導などが挙げられている。第 25 条では、障害者の就労する権利、採用・待遇・昇進等における非差別、一定数以上の割合を超えて障害者を雇用する民間企業への税制上の優遇措置などが記されている。第 26 条では、自営業を営む障害者への優遇金利での資本金の貸与と地方行政からの支援、及び障害者の集団組織化の奨励などが記されている。第 27 条では、条件を満たす障害者の優先的な雇用と不可能だ

った場合の最低賃金相当額の障害者育成基金への納付義務、労働社会福祉省及び関連機関での雇用割当て制度の策定、及び雇用された障害者への合理的配慮の提供が記されている。

政府報告によると、ラオス政府は、障害者に職業訓練機会を提供するため、障害者専用の職業訓練センターの建設や、一般の職業訓練センターが障害者により適したものとなるよう、実技・カリキュラムの改善を実施してきた。その結果、コンピュータ、会計、電化製品修理、自転車修理等の学科、及び畜産、散髪、美容、織物等といった自営業種を累計 1,100 名以上の障害者が受講することができた。また、主要都市で雇用プロジェクトを立ち上げており、雇用主の理解の促進により、2016 年 5 月時点で、累計 700 名（うち女性 200 名）の障害者が雇用されるとともに、230 名は自営業者となった。さらに、国際機関の支援によりラオス障害者協会（Lao Disabled Persons Association。以下、「LDPA」）による障害者の雇用促進プロジェクト実施を促進し、2009 年から 2014 年の間に 42 名の障害者が民間企業に雇用された。

他方で、DPO からの指摘¹⁵によると、多くの雇用主は障害者令や労働法に定められた障害者の雇用・就労に関する権利を認識しておらず、こうした条文の遵守のための執行メカニズム（enforcement mechanism）も存在していない。また、雇用主が、障害者にアクセスしやすい職場づくりをするための、参考情報も不足している。税法第 46 条では、「関係機関によって承認された障害者の給与所得は非課税とする」ことが規定されているが、周知・施行されておらず、「関係機関（concerned agency）」が何を指すかも明確ではない。また、障害者の就労を支援するための具体的な政策や行動計画が不足していることも指摘している。労働社会福祉省が運営する障害者参加型の職業訓練センターは存在するものの、取得できる資格は一般の職業訓練プログラムと同等とは認定されない。

ラオス政府の質問回答によると、2016 年から 2019 年にかけて、680 名の障害者が職業訓練を終え、そのほとんどが就職できた。ただ、その内訳を見ると自営業が 522 名と大多数を占める一方で、学位取得者が有利な官公庁や民間企業への就職者は少ない。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者令第 31 条は「国は、障害者に衣食住及びその生活に適した適正な環境を提供することにより、障害者の生活環境を向上させるものとする。無力者（the helpless）、高齢者、低所得者、ホームレス、貧困に陥った障害者やその家族等を支援しなければならない」と国の責任を明らかにしている。続く第 32 条で、「各レベルの行政機関は、社会団体（social organizations）と連携して、前条に掲げる障害者を支援する」として次のように定めている。

- ・ 政府規定による月額手当の支給。死亡時の葬儀手当
- ・ 必要に応じ、関係者は介助者（caretaker）を指名することができ、介助者は社会福祉制度に記載された手当を代理受給可

また、社会保障法は、障害や精神疾患（mental illness）があつて働くことができない子ど

¹⁵ UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR*

もには生涯給付と定めている。

さらに、同令第 30 条では、公共交通機関へのアクセスに関して、「障害者の移動ニーズについては、可能な限りかつ実情に応じて、特別指定席、旅客運賃及びサービス料の減免等により対応されなければならない」とされている。

ラオス政府の質問回答によれば、国営放送第 3 チャンネルを障害者向け番組に割り当て、月 2 回無料放送を行っている。また、労働・社会福祉省には、社会福祉に関する情報発信を行うマスメディア部門が設置されており、DPO は、毎週日曜日の午前 9 時から、ラジオ番組を通じて、実施活動を広報することが可能である。

DPO からの指摘¹⁶によると、政府の社会保護プログラムは、就労不可能な退役軍人や、防災で働けなくなった人を主に支援するもので、その他の就労不可能な障害者は支援の対象ではない。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

建設法（2009 年）や障害者令（2014 年）に規定されるように、ラオス政府は、特に学校、病院、職場、空港、市場、郵便局、バスターミナル、銀行などの公共の場において、スロープ、トイレ、手すり、駐車場、各所への案内標識などの障害者施設の整備・整備に力を入れている。

政府報告によると、NCPDE は LDPA と協力して、ビエンチャン県のフォンフォン（Phonhong）郡、バンビエン（Vangvieng）郡、トゥラコム（Thoulakhom）郡の学校、保健センター、村役場に車いす利用者のためのスロープを建設などの資金調達のためのメディア広報活動を行ってきた。また、アジア太平洋障害者開発センター（the Asia-Pacific Development Center on Disability）と連携して、ビエンチャン首都ナクサイトン（Naxaythong）郡で、障害者のための施設を整備・建設し、バリアフリーな環境を構築するプロジェクトを実施している。

他方で、DPO からの指摘¹⁷によると、ほとんどの公共建築物には、スロープ、アクセシブルな出入り口、トイレ、アクセシブルな標識がないため、障害者の公共サービスや雇用へのアクセスが制限されている。また、公共交通機関にも、多くの障害者がアクセスできないため、サービスへのアクセスや障害者の経済的・社会的参加にさらに影響を与えているとのことである。

・防災

ラオス政府は、常に人道的原則を尊重し、問題や災害に直面した際に国民を支援しており、これは全国の障害者にも適用される。緊急時に対応し、支援を提供するために、2013 年 8 月

¹⁶ UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR*

¹⁷ 同上

28 日付けの首相令（No.220/PM）に基づき、関係省庁・部門のメンバーで構成される国家防災管理委員会（National Disaster Prevention and Control Committee。以下、「NDPCC」）を任命している。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等）

日本政府 ¹⁸	【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】 ・労働社会福祉行政官研修プロジェクト（2007～2009） 【無償資金協力】 ・フアパン県障害者就労支援センター支援事業（日本 NGO 連携無償）（2018～2019 年度） ・ラオスにおける女性を主とする障がい¹⁹者の小規模起業支援事業（日本 NGO 連携無償）（2018～2019 年度） ・ラオス・フアパン県における障害者の働く場づくり（日本 NGO 連携無償）（2015～2017 年度） ・ラオスにおける知的障害者社会自立のための生活・就労支援プログラム（日本 NGO 連携無償）（2016～2018 年度） ・ビエンチャン特別市における障害児用中古車椅子²⁰供与による障害児支援事業（日本 NGO 連携無償）（2016 年度） ・ラオスにおける持続可能な障害者技能指導員養成と企業によるサポートの促進（日本 NGO 連携無償）（2014～2015 年度） ・ラオス障害者就労支援事業（日本 NGO 連携無償）（2011～2013 年度） ・障害者のためのバリアフリー環境促進及び就労支援事業（日本 NGO 連携無償）（2011 年度） ・シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第 2 期）（日本 NGO 連携無償）（2011 年度） 【草の根技術協力事業】 ・ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト（2016～2021 年度） ・ラオスにおける障がい者²¹の小規模起業支援事業（2014～2016 年度） ・北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業（2012～2015 年度） ・ラオス障害者スポーツ振興プロジェクト（2009～2012 年度） ・ラオスにおける車椅子²²サービスの質の向上及び現地への事業運営移管（2008～2011 年度） ・国立メディカルリハビリテーションセンターにおける車椅子²³製造支援事業（2000～2003 年度）
--------------------	---

¹⁸ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

¹⁹ 案件名の原文表記を尊重し、「障害者」ではなく「障がい者」としている。

²⁰ 案件名の原文表記を尊重し、「車いす」ではなく「車椅子」としている。

²¹ 案件名の原文表記を尊重し、「障害者」ではなく「障がい者」としている。

²² 案件名の原文表記を尊重し、「車いす」ではなく「車椅子」としている。

²³ 案件名の原文表記を尊重し、「車いす」ではなく「車椅子」としている。

他ドナー	【国際機関】 <u>国際労働機関 (International Labour Organization: ILO)</u> - Leaving No One Behind: Establishing the Basis for Social Protection Floors in Lao PDR (2020～2021) ²⁴ - Promoting Decent Work for Persons with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE) (2009～2011) ²⁵ <u>国連児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF)</u> - Leaving No One Behind: Establishing the Basis for Social Protection Floors in Lao PDR (2020～2021) ²⁶ - Community-based Child Protection Service (サバナケット県、シェンクワン県) ²⁷ <u>国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP)</u> - International Law Project (2001～2012) ²⁸ <u>国連人口基金 (United Nations Population Fund : UNFPA)</u> - Disability Monograph of Lao PDR from the 2015 Population and Housing Census²⁹ 【二国間援助機関】 <u>スウェーデン国際開発協力庁 (Swedish International Development Agency : Sida)</u> - Inclusive Education (2000～2005) ³⁰ <u>米国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID)</u> - USA Okard (2020～2025) ³¹
------	--

²⁴ https://www.ilo.org/asia/projects/WCMS_756752/lang--en/index.htm (参照 2021-02-10) 国連合同プログラム

²⁵ https://www.ilo.org/asia/projects/WCMS_114085/lang--en/index.htm (参照 2021-02-09)

²⁶ https://www.ilo.org/asia/projects/WCMS_756752/lang--en/index.htm (参照 2021-02-10) 国連合同プログラム

²⁷ <https://www.unicef.org/laos/what-we-do/child-protection/disabilities> (参照 2021-02-10)

²⁸ http://www.undp.org/content/dam/rbap/docs/Research%20&%20Publications/democratic_governance/RBAP-DG-2011-ILP-Lessons-Learnt-Lao.pdf (参照 2021-02-10)

²⁹ <https://lao.unfpa.org/en/publications/disability-monograph-lao-pdr-2015-population-and-housing-census> (参照 2021-02-10)

³⁰ https://publikationer.sida.se/contentassets/1d0dee384e294eeb9c43bbc4720d37e6/laos-performance-analysis_565.pdf (参照 2021-02-09)

³¹ <https://www.usaid.gov/laos/fact-sheets/usaid-okard> (参照 2021-02-09)

	【国際 NGO】 <u>Humanity & Inclusion (旧 Handicap International)</u> ³² ・ Improve Maternal and Child Health ・ Ensure Economic Inclusion ・ Support Organizations for People with Disabilities ・ Provide Rehabilitation Care ・ Linking Employers to Employees with Disability (LEED) program (～2014) ・ LDPA LEED Job placement service (2009～2011) <u>POWER (Prosthetic and Orthotic Worldwide Education and Relief)</u> イギリスに本部を置く NGO で、1994 年に始まった補装具・矯正具に関する調査に基づき、NCMR 内で関連したサービスや専門家に対して外国からの資金調達を実施。 <u>Save the Children UK</u> ・ Sustainable Change Achieved through Linking Improved Nutrition and Governance (SCALING) (2017～2021) (ルアンパバーン県、ルアンナムタ県、ポンサリー県、ファパン県) ³³ ・ School Quality Improvement Project (SQIP) 及び Early Learning in Primary School (ELPS) (2009～2015) (ボリカムサイ県、ルアンパバーン県、サイニャブーリー県) ³⁴ <u>World Vision</u> ³⁵ ・ Accelerating Health Agriculture and Nutrition (AHAN) (2018～2022) (サバナケット県、サラワン県、アッタプー県) ・ Timed and Targeted Counselling (2018～2021) (ルアンパバーン県、サバナケット県、チャンパサック県、カムアン県) ・ Health in ADPs (2010-2018) (ルアンパバーン県、ボリカムサイ県、サバナケット県、チャンパサック県、カムアン県) ・ Fit for School (2019-2021) (サバナケット県、チャンパサック県) ・ Education in ADPs (2010-2018) (ルアンパバーン県、ボリカムサイ県、サバナケット県、チャンパサック県、カムアン県) ・ End Violence against Children-Youths and Prevention of Trafficking project (2016-2019) (サバナケット県)
--	---

³² <https://www.hi-us.org/laos> (参照 2021-02-09)

³³ <https://laos.savethechildren.net/what-we-do/health-and-nutrition> (参照 2021-02-10) EU から資金を得て、CARE、Comité de Coopération avec le Laos、ChildFund と共同実施。

³⁴ <https://laos.savethechildren.net/what-we-do/education> (参照 2021-02-10)

³⁵ <https://www.wvi.org/laos/our-work/programmes> (参照 2021-02-10)

	アジアの障害者活動を支援する会 (Asian Development with the Disabled Persons: ADDP) ・ 障害者スポーツ振興支援 ・ 障害者リーダー育成セミナー実施 ・ 障害者就労支援 ・ 点字教材振興
--	--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況³⁶

CBR の概念は 1985 年に策定され、1988 年に NCMR の業務の一部となった。1990 年には、NCMR の提供するサービスに整形外科が含まれるようになった。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

2020 年 12 月時点で、ラオス政府はマラケシュ条約に批准していない。障害者令第 28 条は、「一般国民を対象とした情報については、さまざまな障害者がアクセスしやすい形式及び技術を用いて、適時かつ追加的な費用なしに提供するために、必要な措置が講じられなければならない」とし、そのために「国は、障害者が情報や技術にアクセスするのを支援するために、新技術に関する研究を奨励しなければならない」としている。

DPO からの指摘³⁷によると、医療従事者のための基本的な手話訓練は、開発パートナーによるプロジェクトの中で限定的に実施されているが、政府のサービスの中で拡大するための政策的な枠組みや資金調達の仕組みはない。他方で、アクセシブルなフォーマット・情報の提供を支援するツールの開発には、ろう協会 (Association of the Deaf) とラオス IT 企業が開発した手話による電話アプリやウェブサイト、ラオス盲人協会 (Lao Association of the Blind) が開発した画面読み上げのためのコンピュータ・プログラムや点字など、多くの DPO が関わっている。

また、ラオス盲人協会が近年実施しているプロジェクトとして、以下が挙げられている³⁸。

- ・ ラオスにおける点字印刷の利用可能性を高めるための点字打刻機 (Braille Embosser) と校正機の調達
- ・ ラオス語の絵本の点字への翻訳・印刷
- ・ 小学生向けの学校教科書の翻訳・印刷

³⁶ 政府報告には情報がなく、Lao People's Democratic Republic (2005) Health and Social Welfare Report in Lao PDR, prepared for the 3rd ASEAN & Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies, https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/asean/kokusai/siryou/dl/h17_lao.pdf (参照 2020-12-25) からの情報を基に記載。

³⁷ UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR*

³⁸ <https://sites.google.com/site/teamlapdr/current-sub-grant-partners/lao-association-for-the-blind-lab> (参照 2020-12-25)

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ロイター通信³⁹によれば、ラオスでは2021年1月19日時点で新型コロナウイルス感染者累計は41名であり、死亡者は確認されていないが、ラオス国政府は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全国の陸路及び空路国境検問所を引き続き閉鎖し、新型コロナウイルス感染症の市中感染がある国からの渡航者に対する査証発給を一時停止している。

本調査では、オンラインでアンケート・インタビュー調査を実施し、2団体⁴⁰から回答を得て、以下のとおりコロナ禍が障害者にもたらした影響を取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

両団体ともに政府からコロナウイルス対策に関する基本的な情報を共有するための手段があり、特定の障害者を排除することなく、給付は平等に受給できているとの回答であったが、LDWDCからは、地方在住の障害者には不利があるという指摘もあった。また、ADDPによれば、緊急措置を必要とする際に、優先順位が下げられることなく障害者の救命措置が行われているとは言えないとのことであった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

ADDPによれば、病院はコロナ対応に追われ、障害者が平時から必要とする医療サービス（人工呼吸器、透析等）は通常どおり利用できていない。他方で、両団体ともに、医療従事者や介助者からの感染を防ぐために必要な処置は取られており、一時隔離施設において、障害を理由とする必要な配慮、アクセシビリティは確保されている。また、コロナの流行下、医療保健や貧困などに対し緊急国際援助がなされている、と回答があった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

両団体ともに、コロナ流行による休校期間中に、遠隔教育／オンライン教育などが行われた際、障害のある生徒も包摂した形で行われ、障害のある生徒は、学校再開後に、感染への恐れや、学習の遅れ、経済的困窮等の制約なく復学できた、と回答があった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

両団体ともに、コロナ禍においても、日常必要とするサービス・支援（身体接触のある介助等）、生活用品等へ問題なくアクセスできる、と回答があった。他方で、ADDPによれば、仕事や行政手続き等がオンラインで可能となったことで、移動が困難であることにより被っていた不利益が改善されたというようなポジティブなインパクトはないとのことであった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

³⁹ <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/laos/>（参照 2021-01-19）

⁴⁰ 障害当事者団体であるラオス女性障害者開発センター（Lao Disabled Women's Development Center: LDWDC）、及び障害者支援団体であるアジアの障害者活動を支援する会（ADDP）

LDWDCによれば、長期にわたり休業する企業があり、復職できない障害者が確認されているとのことである。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

両団体ともに、感染者数情報や感染予防のための情報へのバリアはないものの、行政による都市封鎖等の情報へのバリアや行政による特別給付や必要物資の配布の情報へのバリアはある、と回答した。他方で、公共・商業施設において手指消毒剤へ障害者がアクセスできるように配慮がなされているかについては意見が分かれた。ADDPからは、地方在住の障害者がオンラインの情報を得るためにはさまざまな課題があるとの指摘もなされている。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ラオス障害者協会 (LDPA) http://www.ldpa.org.la	1990 年に 23 名の障害者が立ち上げた、自助の促進を目的とした連帯グループから発展し、2001 年に設立。障害者の権利を擁護し、協会員のニーズに応じたサービスを提供している。ラオスでは数少ない公式に認められた非営利団体の一つであり、公式に登録された市民社会組織でもある。ラオス全国に 9,000 人以上の会員を擁する。
ろう協会 (Association for the Deaf: AFD) http://www.laodeaf.org	2013 年設立。ラオスの聴覚障害者の権利を促進するための自助団体で、職業訓練、手話通訳の提供、手話辞書の編纂、ろう学校教員への研修、政府職員の意識啓発を実施。
ラオス盲人協会 (Lao Association for the Blind: LAB) http://www.lablao.org	ラオスの視覚障害者 (blind and partially-sighted people) が自立し、社会に参加できるよう、教育の機会や職業訓練を提供。
ラオス女性障害者開発センター (LDMDC) http://www.laodisabledwomen.com	2002 年設立。すべての障害種別を支援する (cross-disability) 団体で、12 の DPO が加盟しており、35 名の障害のある女性が有給職員として在籍。活動は多岐に渡っているが、特に注力しているのは、障害者法の権利擁護 (対象は 30 村、930 人の障害者) 及び職業訓練のカリキュラム開発 (6 県の 60 名の障害者女性が就労)。活動資金は国内外からの寄付金、政府からの補助金、副業収入より得ている。
自閉症協会 (Association for Autism: AFA) http://www.laoautism.org	2005 年設立。2012 年には正式に非営利団体として登録された。自閉症スペクトラム障害者の権利を促進し、適切なサービスへのアクセスを改善し、自閉症者とその家族が充実した生産的な生活を送れるように教育、治療、訓練を提供している。
障害児支援協会 (Aid for Children with Disabilities Association: ACDA) http://www.acdalaos.weebly.com	2009 年に正式に非営利団体として内務省に登録。障害のある子どもの権利を推進し、そのニーズに応じてサービスを提供している。ラオス国内に六つの支部をもち、1,000 名の障害のある子どもが会員となっている。

3－2．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
COPE (Cooperative Orthotic and Prosthetic Enterprise) www.copelaos.org/index.html	1997 年に POWER International によって設立されたラオス保健省と多数の NGO の共同企業体。ラオスで唯一の義肢装具、リハビリテーションサービスの提供機関。費用負担が困難な人々には無償で提供している。利用可能なサービスについての情報提供、質の高いサービスを提供するための研修なども実施している。

4. 参考資料

- Lao People's Democratic Republic (LPDR) (2016) *Initial report submitted by the Lao People's Democratic Republic under article 35 of the Convention, due in 2011* (CRPD/C/LAO/1)
- Lao People's Democratic Republic (LPDR) (2018) *Voluntary National Review on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*
- LPDR (2005) *Health and Social Welfare Report in Lao PDR*, prepared for the 3rd ASEAN & Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies
- Ministry of Education and Sports, LPDR (2011) *National Strategy and Plan of Action on Inclusive Education 2011-2015*
- UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2020) *Replies of the Lao People's Democratic Republic to the list of issues in relation to its initial report* (CRPD/C/LAO/RQ/1)
- UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2014) *Universal Periodic Review 2018: A Stakeholders report prepared by Lao Disability Network, Lao PDR*

国際協力事業団企画・評価部（2002）『国別障害関連情報：ラオス人民民主共和国』

<ウェブ情報>

- LPDR (2014) *Decree on the Rights of Persons with Disabilities (No.137/2014)*,
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/100544/128493/F-2083748126/LAO100544%20Eng.pdf>（参照 2021-01-19）
- 内閣府（2013-2019）『障害者白書』<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>（参照 2021-01-19）
- JICA（2017）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
（参照 2021-01-19）